

入 札 説 明 書

原子力発電環境整備機構が発注する「人工バリア変質解析のベンチマーク（３）」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、別添「仕様書」に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

１．公 告 日 2026 年 3 月 6 日（金）

２．業務概要

- （１）業 務 名 人工バリア変質解析のベンチマーク（３）
- （２）業務内容 仕様書に記載のとおり
- （３）履行期間 契約締結日と 2026 年 4 月 1 日のいずれか遅い日 ～ 2027 年 3 月 26 日まで
- （４）納入場所 原子力発電環境整備機構（東京都港区芝四丁目 1 番 23 号）

３．競争参加資格

次の（１）から（４）に掲げる資格を満たしている者であること。なお、複数の事業者が共同入札する場合は、６．の入札日の 10 日前までに 4．担当箇所に記載のメールアドレス宛にその旨記載したメールを送付すること。その後、機構より送付する必要書類を用いて、申請手続きを行うこと。

（１）次の①から④に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 審査の日前 2 年以内に、次のイ）からへ）までに掲げる行為をした者（法人である場合においては、その役員又は使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者。個人である場合においては、その支配人、法定代理人、使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者を含む。）
 - イ）契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ハ）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ）発注者が行う検査又は監督を妨げた者
 - ホ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ）機構の定める倫理規程の違反に関与した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- (2) 機構の2025・2026年度一般競争(指名競争)参加資格における業種区分「物品、役務提供等」「ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス」において、「A」「B」「C」「D」等級の認定を受けている者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
- (4) 入札の時に、機構から指名停止を受けていないこと。

4. 担当箇所

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階

原子力発電環境整備機構 総務部 経理・資材グループ

電話：03-6371-4146(直通)

mail：shizai@numo.or.jp

5. 入札説明書等に対する照会

上記4. 担当箇所に同じ

6. 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 2026年3月23日(月) 時間は後日連絡する。
- (2) 場 所 原子力発電環境整備機構 会議室(三田NNビル12階)

7. 入札方法等

- (1) 入札を希望する者は、入札書、必要に応じて委任状、内訳書(入札金額の算定根拠)を持参により提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を以って落札価格とするので、入札者は、小費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額の「内訳書」(算定根拠)を併せて提出のこと。
- (4) 下請負を予定している場合は、別記様式1「実施体制図」及び下請負先の事業概要並びに業務実績等を提出のこと。電子データも併せて提出すること。
- (5) 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札書が無いときは、再度の入札を行う。

8. 入札保証金及び契約保証金

免除

9. 入札制限

- ① 本件及び以下の案件 A、B と同日に入札（開札）を行うこととし、予定価格の大きいものから順に、同日に開札を行う。同一の者により落札することができる件数（以下「落札制限件数」という。）は、1 件を限度とする。落札制限件数を超えた者による入札は無効とする。

案件 A. 2026 年度調達予定案件「人工バリア変質解析のベンチマーク（1）」

案件 B. 2026 年度調達予定案件「人工バリア変質解析のベンチマーク（2）」

- ② 本件及び以下の案件 A、B の落札者は、以下の案件 C への入札を無効とする。

案件 C. 2026 年度調達予定案件「地層処分における解析コード比較検討会に係る業務」

入札制限の趣旨：

案件 C は、東京大学との共同研究「地層書処分における THMC 解析評価に係る DX 技術開発」において、適合性審査を見据えた解析コードの選定を目的として設置予定の「解析コード比較検討会」（以下、検討会という。）の円滑な進行・運営を支援するものである。案件 C においては、検討会に対して中立的かつ客観的な立場から意見整理や評価支援を行うことから、検討会に解析コード及び解析結果に関する情報を提供する本件及び案件 A、B に対して第三者性を担保する必要がある。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ② 提出資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 原子力発電環境整備機構入札心得において示した入札に関する条件等に違反した入札
- ④ 9. の入札制限に該当する入札

10. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次の一つに該当する場合は、落札者の決定を保留し、調査を実施のうえ、落札者を決定するものとする。この場合において、入札者は事後の調査に協力するものとする。

- ① 高落札率入札 予定価格に対する入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の割合が 95%以上となったもの
- ② 低入札価格 予定価格が 1,000 万円を超える工事その他の請負契約のうち、入札価格が次に掲げる額に満たないもの
 - イ 工事の請負契約 予定価格に機構の定める割合（75%～92%）を乗じた額
 - ロ その他の請負契約 予定価格に 60%を乗じた額

11. 支払条件

検査後払い

1 2. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本件は、別冊契約書案をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上、別冊原子力発電環境整備機構入札心得を遵守して入札に参加すること。
- (3) 落札者との間で締結する契約が、別に定める「契約の公表に関する事務取扱要領」の公表要件に該当する場合には、契約の相手方の商号又は名称、契約金額等について原子力発電環境整備機構HPにて公表するものとする。
- (4) 本件入札に際して機構から提供された情報は、本件入札のためにのみ使用するものとし、他の目的のために使用することは認めない。
- (5) 下請負については、機構が下請負の必要性を確認した場合等を除き原則禁止とする。契約当初から下請負を予定している場合は、別記様式1に基づき実施体制図を作成し、下請負先の事業概要及び業務実績等とともに入札時に機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題がないことを確認した後に契約の締結を行う。また、必要な事項について下請負先と書面により契約を締結し、下請負先の管理を徹底すること。詳しくは別紙「下請負の取扱いについて」を参照すること。

以 上

下請負の取扱いについて

1. 下請負の承認申請

- 下請負は、機構が下請負の必要性を確認した場合等を除き原則禁止。
- 契約当初から下請負を予定している場合は、別記様式1に基づき実施体制図を作成し、入札時に下請負先の事業概要及び業務実績等とともに機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題ないことを確認した後に契約の締結を行う。

2. 契約上の留意事項

- 契約締結後、受託者は契約を遵守するために必要な事項について下請負人と約定すること。

3. 下請負人の管理

- 受託者は、下請負人の行為について、全ての責任を負うこととし、下請負人の管理を徹底すること。

以 上

別記様式 1 「実施体制図」

● 実施体制図 件名「人工バリア変質解析のベンチマーク（3）」

【発注者】
原子力発電環境整備機構

発注

【受注者】
株式会社〇〇

下請負

下請負

下請負

【下請負人】
株式会社△△

【下請負人】
株式会社××

【下請負人】
株式会社 A (未定)

		住所	業務内容	金額(円)
受注者	株式会社〇〇			
下請負人	株式会社△△			
下請負人	株式会社××			
下請負人	株式会社 A (未定)			
その他	軽微な下請負の合計			
下請負費計				
契約金額				
下請負比率				%

※下請負比率とは、下請負の契約金額(税込)÷契約総額(税込)×100により算出した率のことを指す。
小数点以下第2位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第11条3項に基づき下請負承認申請書の提出が必要となる場合は、以下の通り。

- ・下請負人の追加・変更
- ・下請負人の名称・所在地の変更
- ・下請負を行う業務内容の追加・変更

※軽微な下請負とは、1件あたりの契約金額が100万円未満で、かつ請負代金総額の50%以下の下請負を指す。

● 下請負を行う理由

・株式会社△△・・・

・株式会社××・・・

・株式会社 A（未定）・・・